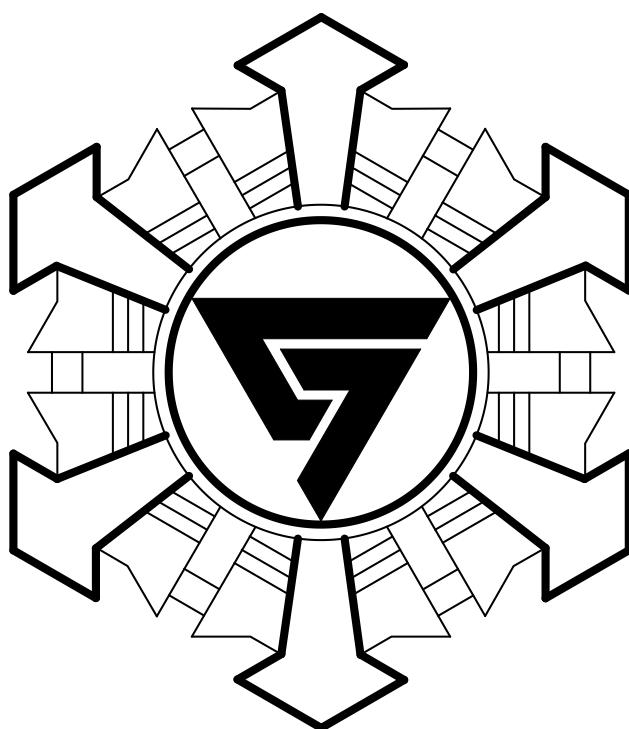


仕 様 書

消防ポンプ自動車（C D-I 型）整備事業



江 津 邑 智 消 防 組 合

消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）仕様書

この仕様書は、江津邑智消防組合（以下「消防組合」という。）が令和７年度に購入する消防ポンプ自動車ＣＤ－Ｉ型（以下「本車両」という。）の仕様について必要な事項を定める。

第１ 総則

１ 本車両の条件

- (1) 本車両は、この仕様書に適合して製作されるとともに、次の条件を満たし最適の構造及び性能を十分に有するものであること。
- (2) 本車両は、令和７年度以降に製造されたものであること。
- (3) 努めて軽量で、かつ錆に強く、長期の使用に十分耐えられるものであり、使用に際し安全性及び操作性に優れているものであること。
- (4) 新規登録は、消防組合が指定する支給品及び資機材を積載した状態で行い、前後軸の重量は許容限度最大で登録すること。
- (5) 管理上の清掃、点検、修理及び部品調達等が容易に行え、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (6) 使用材料及び部品は、新規改良型製品又は新品のものを使用すること。

２ 適合法令等

ここで定める仕様のほかは、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年国土交通省令第６７号）に適合し、中国運輸局島根運輸支局の検査に合格し、新規登録手続を完了した上、緊急自動車として島根県公安委員会の承認を得たものを納入し、装備品及び附属品にあつては国及び消防庁で定める技術上の基準に適合した新規製品とすること。

３ 提出書類

- (1) 受注者は、この仕様書に基づき次の書類（Ａ４判ファイル一括綴じ）を提出し、消防組合と製作上の細部について打合せを行い、承認を得た上、製作に取りかかること。

なお、本仕様書に変更の必要が生じたときは、直ちに消防組合に連絡し、必要な指示を受けた後、速やかに文書等を取り交わし、互いに誤りのないようにすること。

ア シャシの主要諸元表

イ 製作工程表

ウ 艤装図

(ア) 外観図（前後、両側面、平面）	３部
(イ) 車体骨格図	３部
(ウ) 動力伝達機構図	３部
(エ) ポンプ関係図	３部
(オ) 配管図及び配管系統	３部
(カ) 電気配線図	３部
(キ) 梯子昇降装置関係図	３部

- (ク) 装備品積載配置図 3 部
- (ケ) その他消防組合が指示するもの 3 部
- (2) 受注者は、本車両納入時に次の書類を提出すること。
 - ア 完成五面図（前後面、両側面、上面） 2 部
 - イ 完成配線図（ヒューズ系統図及び使用電流一覧表） 2 部
 - ウ 自動車改造計算書 2 部
 - (ア) 艀装重量、車両重量及び車両総重量の加重分布計算書
 - (イ) 最大安定傾斜角度計算書
 - エ 車両取扱い説明書（ポンプ含む） 2 部
 - オ 取付品、積載品、附属品の取扱い説明書 2 部
 - カ 取付品、積載品、附属品一覧表及びメーカー連絡先一覧表 2 部
 - キ 各種保証書 1 部
 - ク 諸元表（シャシ、積載品等） 2 部
 - ケ エンジン・シャシパーツリスト 2 部
 - コ 製作工程写真 2 部
 - (ア) 製作中各工程（シャシ、組み立て中、塗装後）
 - (イ) 試験実施工程
 - サ 完成車両の写真（前後面、両側面、左右斜め前後、上面）各扉、シャッター開閉状態のもの。 2 部
 - ※A4用紙にカラー印刷したもので、レイアウトは縦に2ポーズ印刷したもの。
 - シ 価格内訳書 2 部
 - ス 改造自動車等届出書（写） 2 部
 - セ ポンプ性能試験成績表 2 部
 - ソ 受託試験合格プレート（写） 2 部
 - タ その他消防組合が指示するもの。

4 確認

確認は、中間確認及び完成確認を実施する。

なお、確認を受けようとするときは、1箇月前までに発注者に連絡すること。

- (1) 中間確認は、製作着手から工程表の中間付近までを仕様書及び承認図書類に基づいて行う。
- (2) 完成確認は、車両登録前、または納入時に次の事項について実施する。その結果、設計製作に起因する故障、不良等が生じた場合、又は漏油、発熱、異音等が生じ修復が不可能な場合は不合格とする。

なお、確認に当たっては、担当者が必ず立ち会うこと。（別途協議）

- ア 車両登録前
 - 附属品確認（性能、規格及び員数確認）
- イ 納入時
 - (ア) 車両確認（装置作動確認）

(イ) 艤装確認（取付状況、塗装及び外観確認）

(3) 確認に不具合等が認められた場合は、次のとおりとする。

ア 不具合等の内容及び改善対策を記載した書類を速やかに提出すること。

イ 前記アで提出された書類については、消防組合が改善対策事項を承認した後に、不具合を訂正し再確認を受けること。（発生した必要経費は、受注者の負担とする）

5 契約の範囲

(1) 本車両の新規登録及び緊急自動車の届出等の手続は受注者が行い、一切の経費は受注者の負担とする。

ただし、本車両に係る自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法に関わる経費は消防組合が負担する。

(2) 納入確認時の破損及び故障等の修理に要する費用は、一切受注者負担とすること。

(3) 本車両は、納入の日から1年以内において故障、破損（故意又は過失によるものを除く）が生じた場合は、受注者の責任において無償で修理又は取替を行うものとする。ただし、特殊装置及び附属品は各メーカーの公表した期間とする。

なお、保証期間経過後においても、設計、製作、材質の不良等に起因する不都合が生じた場合は、受注者において無償により是正修復すること。

(4) 製作承認後における疑義等は、消防組合と協議すること。

(5) 本仕様書に記載なき事項で、メーカーが公表した標準仕様及び艤装については、当然これを行うこと。

(6) 着工後であっても、専門的見地及び技術向上により本仕様書に記載するものより業務向上、改善に繋がるよう提案すること。

(7) 受注者は、納入後に消防組合が実施する取扱訓練の指導援助を2回以上行うこと。なお、これに係わる費用については、受注者が負担すること。

(8) 納入時には、車両及び資機材の燃料は満量とすること。

6 外注先の監督と責任

製作の一部を他の業者に外注する場合は、この仕様書を満足するよう受注者が責任をもって製作に当たらせること。

7 納入台数

2台

8 納入期限

令和8年3月31日とする。ただし、天変地異等受注者の責めに帰すことができない場合、また、消防専用シャシの納期遅延の場合は、別途協議する。

9 納入場所

江津邑智消防組合消防本部

第2 シャシ関係仕様

1 CD-I型消防専用シャシ（3t級）とし、ダブルキャブ、電動チルト付でその構造は振動、衝撃等を十分に緩衝でき、あらゆる走行条件に対して安全でかつ、安定性を有するものであること。

2 この仕様書において指定したもの以外の装備品については、消防用シャシとしてメーカーが公表した標準取付け品が装備されていなければならない。

なお、メーカーが改良変更を予定している場合は、新車種型式のものとする。

また、国土交通省低排出ガス認定車で、令和7年度以降に製造した国産車であり、改正保安基準対応適合シャシとし、納入時に全ての法令、基準に適合していること。

3 本車両に使用するシャシの主な仕様は次のとおりとする。

- | | | | |
|------|---------|---|--------------------------|
| (1) | 型 | 式 | 3トン級・ダブルキャブ・ハイルーフ |
| (2) | 全 | 長 | 6,000mm以下 |
| (3) | 全 | 幅 | 2,000mm以下 |
| (4) | 全 | 高 | 3,100mm以下 |
| (5) | ホイールベース | | 2,825mm以下 |
| (6) | エンジン | | ディーゼルエンジン |
| (7) | 最高出力 | | 110KW {150ps} 以上（消防検定出力） |
| (8) | 総排気量 | | 4,000cc以上 |
| (9) | 変速機 | | オートトランスミッション(A/T) |
| (10) | 駆動方式 | | 四輪駆動 |
| (11) | 乗車定員 | | 5名 |
| (12) | 制動装置 | | ディスクブレーキ(ABS付) |
| (13) | タイヤ | | スタッドレスタイヤ |
| (14) | 燃料タンク | | 60L以上 |

給油口は左右いずれかの側面とし、給油しやすい位置とすること。

- (15) バッテリー 130E41L×2個

全ての電装品に対し十分な容量とし、交換が容易に行えること。また、バッテリーコードには破線防止を施すこと。（別途協議）

- (16) オルタネータ 24V-80Ah

積載資機材及び無線機等の使用時に必要な電気容量を十分に補えるものとする。

- (17) オイルパンヒーター

充電器兼用10mコード（マグネット式ACインレット）

- (18) 動力伝達装置（PTO装置）

- (19) エンジンアワーマーター、エンジン油温計、エンジン回転計

- (20) サスペンション

艀装及び積載荷重に十分耐えるようすること。

4 装備品

- (1) パワーステアリング
- (2) 電動格納式ミラー（ヒーター内蔵）
- (3) 電動キャブチルト装置（支え棒付、非常時は手動操作可能）
- (4) 後退警報装置（ON/OFFスイッチ）
- (5) バッテリーメインスイッチ（LED確認灯付）
- (6) マニュアルエアコン（純正品）

- (7) S R Sエアバッグ（運転席）
- (8) パワーウィンド（全ドア）
- (9) 集中ドアロック
- (10) A M・F Mラジオ
- (11) バックアイカメラ
- (12) ドライブレコーダー（ドライブマン7 2 0 α又は同等品・S Dカード3 2 G×2枚）
- (13) E T C装置
- (14) L E Dヘッドランプ、L E Dフォグランプ、各ドアL E Dフットランプ
- (15) フロントメッキグリル
- (16) 牽引用フック（前後）
- (17) サンバイザー（左右）、サイドバイザー（樹脂製）
- (18) 泥除けゴム（全輪）
- (19) ナンバーフレーム
- (20) キーレスエントリー

5 付属品

- (1) スペアキー（予備キー2本、キーレスリモコン2本）
- (2) フロアーマット（前席及び後席）
- (3) スペアタイヤ（スタッドレス）
- (4) タイヤチェーン
- (5) ブースターケーブル
- (6) 標準工具
- (7) 非常停止板
- (8) 牽引ワイヤー

第3章 ポンプ関係機装仕様

1 主ポンプ装置

- (1) 動力消防ポンプの技術上の規格適合品 性能はA－2級とし、アルミ製2段バランスタービンポンプ（インデューサー付）または、1段ボリュートポンプとする。
- (2) 主ポンプの動力は、P T O（パワーテイクオフ）により駆動され、操作については、運転席及び左右ポンプ室内に設けられたスイッチで行えること。
- (3) 軸封部は、真空漏れ発生時に増し締めまたは交換が容易に行えるグランドパッキング方式とする。

2 真空ポンプ装置

- (1) 動力消防ポンプの技術上の規格適合品とすること。
- (2) 真空ポンプは、偏心ロータリー無給油式4翼で1機の排気量1, 0 0 0 cc 以上または、ピストン式とする。
- (3) 真空操作は、左右押ボタン式スイッチによるものとし、駆動装置は円滑に作動し、揚水完了後は自動的に停止すること。非常用別系統スイッチを車体左右ポンプ操作装

置付近に設けること。

- (4) 真空ポンプの耐久性向上のため、必要であれば汽水分離機を設け、水及び泥などが進入しない構造とする。
- (5) 動力の接・断は電磁クラッチによる構造とし、円滑な伝達が行えること。

3 ポンプ操作装置

- (1) 自動揚水装置は、真空作動ボタンONにより自動的に真空ポンプ駆動に適正な回転まで上昇し、揚水完了で自動停止しアイドル状態にもどる構造とする。
- (2) 液晶パネル内の各表示切替えは、液晶パネル、またはボタンによる操作で容易に行えるものとする。
- (3) 液晶パネルは、操作上有効な位置に配置し、次の表示ができること。

ア モニター表示

警告モニターとして冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示ができ、且つ警報ブザーが鳴るようにすること。

また、各ボールコックの開閉状況、揚水・放水の状況確認ができ、ポンプ回転計・流量計・積算流量計をそれぞれデジタル数値により表示ができること。

イ 流水表示

各ボールコックの開閉状況、ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況が把握できる流水表示ができること。

ウ 流量表示

放水操作時の目安となるよう各放水口に流量計を設け、各放水口別に流量が確認できるものであること。また、デジタル数値により表示できるものとし、流量の上昇によって表示色が変化するものであること。

エ 総積算流量表示

積算流量をデジタル数値により表示し、車体左右で確認できること。

オ 液晶パネルは、最新の機能を全て備えたものにすること。(別途協議)

- (4) ポンプスロットルは、電子式スロットルとし誤動作を防止するために、左右どちらの操作盤でも右回転でスロットルアップできること。
- (5) 非常時における真空装置はポンプ室左右に設け、スロットル操作はポンプ室右側に設けられた別回路の手動操作装置にて行えるものとする。
- (6) ポンプ圧力を任意に設定し、設定圧力以下になった場合は設定圧力まで圧力を上昇させ、設定圧力以上になった場合は設定圧力まで圧力を下げる任意圧力安定機能、放水停止時及び緊急時等にエンジン回転数を下げる等の安全装置を設けること。
- (7) ポンプ圧力計及びポンプ連成計(リタード式)を左右各1個、機械式又は電子式(透過光照明灯、ゲージ部作動確認ランプ付)を設けることとし、振動等により針振れを起こさない構造とすること。
- (8) 左右ポンプ操作装置内にもPTOスイッチを設けること。

4 凍結防止装置

ポンプ及び真空ポンプ配管の凍結防止の為、不凍液注入装置を設けること。また、真空ポンプ・真空配管・タンク吸水コック付近に、凍結防止用ヒーターを設けること。凍

結防止ヒーターは、オイルパンヒーターと連動とすること。

5 吸水口

- (1) 吸水口は、内径 75 mm 以上のボールコックとし、電動吸管巻き取り装置(サイドプル方式・スーパースイングエルボ付) 及び車両左側に各 1 個設け次によること。
ア 電動吸管巻き取り装置は車体に対して垂直方向にポンプ室後方に配置し、左右どちら側からでも容易に引出せること。
イ 左右どちら側からでもロック及び解除ができる構造とする。
ウ 吸管の取出しが容易に行えるよう、吸管取出し口には金属製の三方ローラー及び巻き取り装置下部には金属製の補助ローラーを設けること。また、電動吸管巻き取り装置の吸管巻取り速度は一定速度のものとする。(チェーンレス方式)
- (2) 水量不足に対応できるよう、予備の棒吸管 4 本を車体上部アルミボックス内に収納すること。
- (3) 左右の吸水口にはエゼクター装置をそれぞれ設けること。

6 放水口

- (1) 65 mm ボールコック付放水口をポンプ室左右に各 2 口設けること。
- (2) 放水口媒介は、全放水口 50 mm 併用の MC スイベル吐水口媒介とする。

7 中継口

ポンプ室両側に各 1 個設けることとする。なお、右側の中継口は 75 mm ボールコック(エゼクター装置付)とし、予備吸管が接続可能な構造とする。また、右側のボールコックには消火栓媒介金具を取付け、常時中継口として運用するものとする。

8 ドレンバルブ

主ポンプ及び吸水口、並びに、中継口の水抜きは PTO 作動に連動させることとし、電動バルブが故障した措置として手動用の非常用ドレンを設けること。なお、放水口の排水装置は左右に各 1 個、手動バルブにて設けること。

9 冷却装置

冷却水装置は、消火に再利用できる冷却水還流装置を設け、警報等の安全策を講じること。

冷却水は 2 系統とし、それぞれに操作バルブ清掃が容易にできるストレーナ及び通水が目視できるカップを設けること。

10 給脂装置

ポンプグランド部へ給脂出来るグリスポンプを、ポンプ左側の適当な位置に設けること。

第 4 章 水槽

- 1 水槽は、永年使用を考慮し、軽量で腐食に強い素材とし、容量は 1,300 L 以上とする。また、振動及び衝撃等により損傷及び緩み等を生じないように車台に固定し、十分な強度を有する構造で設置すること。
- 2 構造は次のとおりとすること。
 - (1) 水槽から主ポンプへの吸水連結管は、側板に左右連動式の吸水コックを設け、車体

- 両側で操作できるものとする。なお、吸水パイプ接続部には緩衝装置を設けること。
- (2) 水槽は自己補給が可能であり、車体両側で操作できるようにすること。また、配管には衝撃緩和装置を設けること。
 - (3) 水槽には補給口（6 5 mm差込メス金具・タンク停止弁付）を水槽左右側面に各 1 箇所設けること。通常時は、鎖付キャップで蓋をすること。また、補給口四方にアルミ製エンボス板を張り保護すること。
 - (4) 逆流によるウォーターハンマーから水槽を保護するため、タンク吸水コックとポンプとの間の配管に逆流防止弁を設け、吸水配管から水槽に逆流しない構造とする。
 - (5) 水量計はフロート式水量計とし車両両側の見えやすい位置に設けること。なお、夜間においても確認できるような構造（照明等）にするとともに、水抜きバルブを設けること。
 - (6) 水槽には、オーバーフローパイプを設けること。また、排水用として 2 5 mm以上の排水バルブを取付け、車両側面で開閉ができる構造とすること。
 - (7) 水槽内部は、水槽上部から内部を直接点検し、清掃、補修が容易な構造であること。
 - (8) 水槽水取出口を左右補給口付近に 1 箇所設けること。
 - (9) 水槽内部は、走行中水の重心移動を緩和させる措置を講じ、清掃等に支障の無い構造とすること。
 - (10) 配管には、耐腐食処置を行うこと。

第 5 章 キャビン

1 外観

- (1) 消防章（危害防止板付）を、キャブ前面に取付けること。
- (2) キャブルーフは F R P 製ハイルーフ散光式赤色警光灯一体型とし、ハイルーフはキャブバッグ張出部まで延長すること。なお、散光式赤色警光灯は L E D 点滅灯とし、電子サイレンスピーカー及び電動サイレンを内蔵すること。
- (3) ハイルーフ両側面に L E D 標識灯を各 1 個設けること。
- (4) キャブ前面に赤色点滅灯 2 個を設けること。（ステンレス製ガード付）
- (5) 各乗降口にアルミプロテクター、下端には滑り防止のアルミ縞板等を取付けること。
- (6) フロントバンパーは 1 0 0 mm 程度張出し上面にアルミ縞板を取付けること。また、前出ししたバンパーサイド及びバンパーとグリルの隙間を軽減するようリモデルバンパーに変更とする。（別途協議）
- (7) キャブ前面上部 2 箇所及び左右ドア部分 4 箇所に乗降用のアシストグリップを設けること。
- (8) 後席乗降用ステップについては、サイドステップを延長し可能な限りステップ巾を確保すること。
- (9) 車輪止め 2 個を運転席側キャブ後部付近に積載出来る金具を設け、容易に取外しができ、かつ振動で落下しない構造とすること。（取付け位置別途指示）

- (10) 運転席から後部座席が常時確認できるよう、後席確認用ミラーを設置すること。
- (11) キャビンの下部（左右どちらか）にバッテリー収納ボックスを次により取付けること。
 - ア バッテリーの点検及び取り換えが容易に行えるよう、ワンタッチで固定が解除できる引出式とし、ケーブルの長さは十分余裕を持たせること。
 - イ バッテリー端子部分及び上面に保護カバーを取付けること。
 - ウ バッテリー管理装置を設けること。なお、バッテリー管理装置は、車両右側キャビン下部に接続した、充電器兼用 10m コードにより、外部 AC 100V から給電し、給電中は通電が確認できるようキャビン室内に確認灯（LED 式緑色）を設け、車庫内待機時に車両バッテリーの補充電及び管理が行えるとともに、防水・防塵カバーを取付けること。また、バッテリーの過充電を防止する機能を備えること。
- (12) オイルパンヒーターは上記バッテリー管理装置と兼用の外部 AC 100V から給電し、キャビン室内に「入・切」のスイッチ及び通電時に確認ができる確認灯（LED 式緑色）を設けること。

2 室内

- (1) 乗車席は、運転席 1 名、助手席 1 名、後部隊員席 3 名の計 5 名とし、全席にシートベルトを設けること。
- (2) 前席中央部で運転席、助手席からの操作が容易な位置に無線機ハンドセット（消防無線車外スピーカー ON-OFF スイッチ含む）を集中的に取付け、ボックス前側には AVM が設置可能な架台を取付け、収納を兼ねたボックスを設置すること。（形状、大きさ等別途指示）
- (3) 前席上部の空間をオーバーヘッドコンソールとし、電子サイレンアンプ、集中操作スイッチ（10 連スイッチ）等を取付けること。（詳細は別途協議）
- (4) 前席と後席の間にステンレス製握り棒を設け、地図収納ボックス（A3 サイズ）及び S 字フックを 10 個設けること。
- (5) 助手席背面部を改良し、空気呼吸器を埋め込み式とすること。空気呼吸器は容易かつ確実に脱着できるよう幅広マジックバンド等で固定し、付近に帽子掛けフックを 1 個取付け、通常時は背もたれ部分にシート背当て（クッション緩衝材）を設置するとともに、背当ては隊員が空気呼吸器の脱着に支障とならない構造とすること。（別途指示）
- (6) 後席後部は張り出し加工（170mm）を施し、空気呼吸器が容易かつ確実に脱着できるようクイックホルダーを運転席後方、助手席後方に 2 基取付けること。FSJAPAN 製大型ホースバッグ（例）の収納できる収納棚若しくは積載（バンド等の固定）を設け資機材の転倒防止の措置を取ること。（形状、位置等別途指示）また、付近に面体掛けフックを 3 個設け、背当ては隊員が空気呼吸器の脱着に支障とならない構造とすること。
- (7) キャブ内天井中央部（ルーフセンターコンソール・パンチング製）及び後部（リアルーフコンソール）に資機材収納棚を設けること。（形状、位置等別途指示）
- (8) キャブ内にトランジスタメガホン、携行ライト及び手回り装備品を収納または固

定する装置を設けること。(形状、位置等別途指示)

- (9) キャブ内前部中央にLED室内灯を1灯、後部にLED室内灯を2灯設けること。
(ドア開閉連動及び単独スイッチで点灯、消灯すること。)
- (10) 後部座席下部に左右扉付き収納ボックスを設けること。
- (11) 運転席付近にETC車載器を取付けること。
- (12) バッテリーメイン・非常用PTOスイッチの位置を運転席寄りに移設とする。
- (13) キャブドア(4枚)に、開放に連動してLEDフットランプを設けること。また、キャビン乗員降用ドア(4枚)開放に連動して点灯するようリアドアスイッチ増設を行うこと。
- (14) 全座席は超防汚シート張りとする。(カラーについては別途協議)
- (15) 助手席側及び後部座席左右にLEDフレキシブルランプを設けること。
- (16) キャビン室内天井部の内張りは、無線アンテナ用の点検口を設けること。(別途協議)
- (17) 車両金属部分へ取付けるマグネットフックを3個設けること。

第6 車体艤装

- 1 車体の構造は、両側面・後部ともにオールシャッターとし、施錠できる構造とする。
また、シャッターは補助ベルト付き手動式アルミシャッターとする。
- 2 車体は、堅牢で十分な強度及び安定度を有し、機動性、耐久性、耐食性に優れ、重量バランスに優れたもので、常時登録された車両総重量の状態において、充分耐え得るものであること。また、車体の主要構造体であるサブフレームは鋼鉄製とし、車体フレームの主要構造体は、総重量軽減を目的としたアルミニウムパネル構造とし、内部レイアウトの自由度を高めるために同パネルと左右1本の支柱のみで強度を保つこと。
- 3 車体の両側面はキャビンと一体感のある構造とし、車体側面は上部を立ち上げた構造(あおり)とすること。
- 4 車体に使用する主要構造体は防錆処理(アルマイト処理)を施したものとすること。
- 5 ステップは、端部周辺を折り曲げ、切断面の返りは仕上げ処理をし、身体に危害が及ばないように入念に仕上げること。
- 6 坂道勾配を考慮し、アプローチアングル及びデパーチャーアングル14°を確保すること。
- 7 全ての展開式の扉には、展開時に注意喚起用の反射板(赤)を前後に取付け、三方に注意喚起のため再帰反射テープを取付けること。
- 8 車体左右は次によること。
 - (1) ポンプ室は開放型とし、点検手入れが容易に行える構造とすること。必要であれば、点検口又は点検扉を設けること。また、シャッター内側の収納スペース、ポンプ室等内部に、雨水、粉塵等が侵入しない構造とし、各箇所清掃等のため水抜き及び必要に応じ排水パイプを設け、車体下部に排水できる構造とすること。
 - (2) ポンプ室上部は左右貫通の資機材収納庫とし、資機材の収納スペースを確保する為、ポンプ室上部収納庫床面(ポンプ操作面)からシャッター面側に棚の張出しを行

い、落下防止用パイプを設けること。(別途協議) また、左右ポンプ室天井部に防火衣等を掛ける為にシャッター面からポンプ操作盤側に約 4 5 0 mm以内にパイプ及び S 環フック(5 個)を各々設けること。

- (3) ポンプ室上部に、5 0 mm ホース 3 本、または 6 5 mm ホース 3 本と同径媒介(5 0 シャットオフコック)、ガンタイプノズル(参考商品:ターボジェットノズル)、分水器を収納できるホースバッグ(参考商品:大型ホースバッグ F S 1 型)2 個がゆったり収納できる空間を確保すること。(別途協議) また、床面はアルミ縞鋼板貼りで、取外し可能なプラスチック敷物を設置すること。

- (4) 後輪タイヤハウスには、アーム式ステップ扉(チェーンレス)を設け、次によること。

ア 扉の内側には、滑り止めのアルミ縞板を取付けること。

イ ステップ扉は、十分な強度があること。(通常使用で強度不足による不具合が発生した場合は、交換対応すること)

ウ ステップ扉に、展開時に注意喚起用の再帰反射テープを三方に取付けること。

エ ステップ扉に、使用荷重及び注意喚起を記載すること。(別途協議)

- (5) 詳細については、消防組合係員と別途協議すること。

9 車体後方左右側面収納スペースは次によること。

- (1) 吸管巻取り装置後方両側面は資機材収納庫とし、収納スペースを構成する。支柱等は、車両の経年における運用状況に合わせ、柔軟に位置変更が可能な構造とすること。

- (2) 左右リヤフェンダー後方に資機材収納庫を設け次によること。

ア 扉はステップ兼用扉としステップとして使用できる強固なもので、内側にアルミ縞板を張り衝撃吸収ダンパーを取付けること。

イ 扉に、展開時に注意喚起用の反射板(赤)を前後に取付け、三方に注意喚起のため再帰反射テープを取付けること。

- (3) 資機材を可能な限り多く確保し、且つ積載品等の取出し及び収納が容易な構造とすること。(別途協議)

- (4) 運転席側に展開式パンチングパネルを設け、パンチングパネルに消火栓開閉金具(地下式 T 型)、マンホール開閉金具、ハリガン&アックス、金てこ、十字水槽キー(支給品)、スタンドパイプ(支給品)を積載できる金具を取付け、容易に取外しができ、かつ振動で落下しない構造とすること。(別途協議)

- (5) 左右吸管巻取り装置の空スペースに、吸管塵よけ籠・ロープ・枕木・吸管スパナを各 1 個積載すること。

- (6) 吸管巻取り装置後方両側面は資機材収納庫に下記の資機材を収納すること。(詳細は別途協議)

ア L E D 投光器作業灯、投光器用三脚、コードリール、ポンプ工具、異径媒介金具(6 5 mm 町野メス×5 0 mm 町野オス)、同径媒介金具(6 5 mm 町野メス×6 5 mm メスネジ金具)、ホースブリッジ、スコップ、C-1 級ポンプを積載し、取出しが容易で走行中に落下しない構造の引出式固定装置を設けること。

イ ディスクストレナー、安全結合管、9 型軽量空気ボンベ 3 本(支給品)

- (7) 錆対策のため十分な防錆処理を施すこと。
- (8) 取り外し可能なプラスチック敷物を設置すること。(別途協議)
- (9) 詳細については、消防組合係員と別途協議すること。
- 10 車体後部は次によること。
 - (1) 後部シャッター内に、ホースカーを電動油圧昇降装置(展開式)にて積載すること。
なお、未収納確認灯をキャブ内に設けること。
 - (2) ホースカー上部は収納スペースとし、資機材を可能な限り多く積載できるよう確保すること。
 - (3) 車体後部右側に車体上部昇降用展開式梯子(アルミ製)を1個設け、あおり付近に昇り降り用の取っ手を取付けること。また、踏面は縞板(滑り止め)とし、昇降に支障のないものとする。
- 11 車体上部については、次によること。
 - (1) 車体両側板は嵩上げし、赤色点滅灯及び作業灯を設けること。また、シャッター内の開口面積を最大限確保するため、シャッターの巻取り装置は嵩上げ部分に全て隠蔽する構造とする。
 - (2) 車体天井天板部は、アルミ縞鋼板張りとする。
 - (3) 車体上部左側に、三連梯子及びかぎ付き梯子の展開式梯子昇降装置を設け、梯子昇降装置の助手席側サイドには鳶口2本を取付けすること。なお、車両重量バランスを考慮し梯子昇降装置はアルミ製を使用し軽量化を図ること。また、未収納確認灯をキャブ内に設けること。
 - (4) 梯子を積載した状態ではキャブのチルトができないよう安全装置を設けること。
(別途協議)
 - (5) 車体上部に、人が通れるスペースを残し最大限大きなアルミ縞板製の収納ボックスを設け、棒吸管×4本、消火器×1本を収納すること。なお、取り外し可能なプラスチック敷物を設置すること。
- 12 その他操作部(ハンドル、レバー、スイッチ等)全般において、名称及び操作方法を明記すること。
- 13 可能な限り全ての収納ボックス、棚等には資機材保護用の、取外し可能なプラスチック敷物を設置すること。(別途協議)
- 14 その他別表に掲げる取付け品及び資機材を積載し、必要な取付け装置等を設けること。(都度協議)
- 15 車体の収納スペース等、艀装の都合上変更となる場合、細部については消防組合係員と十分協議をするとともに、デッドスペースの有効活用、効率的な方法及び新しいアイデア等は積極的に提案すること。

第7章 ホース延長資機材及び昇降装置並びにC-1級小型ポンプの仕様

1 ホースカーの仕様

- (1) 65mmホース6～8本積みとし、アルミ製で車輪折りたたみ式とする。
- (2) ホースカーには耐久性のある雨覆いを取付け、引き手は折りたたみ式とすること。

- (3) 取扱い易い場所に、逆延長金具 1 個、分水器（支給品） 1 個を積載する金具を設けること。また、ホースカー上部に資機材を積載できる枠を取付けること。（別途協議）

2 動力昇降装置（展開式）の仕様

- (1) 動力昇降装置は、ホースカーの展開に十分に耐えうる昇降能力を有すること。
- (2) 動力昇降装置の固定確認灯を取付けること。
- (3) 夜間操作時に必要な作業灯及びスイッチを設けること。
- (4) 非常時用昇降装置を設けること。

3 C－1 級小型ポンプの仕様

- (1) 放水量、放水圧ともに C－1 級小型ポンプ性能を有すること。
- (2) 乾燥重量 50 kg 以下
- (3) 給油方式 分離給油方式
- (4) 始動方式 リコイルスターター・オートチョーク
- (5) 真空ポンプ オイルレス真空ポンプ
- (6) 放水口 65 mm 町野式
- (7) 吸水口 65 mm ネジ式
- (8) 媒介金具 65 mm メスネジ金具×75 mm オスネジ金具
- (9) 覆冠 75 mm オスネジ金具用

第 8 各種電装、保安照明等

- 1 各種電気配線の貫通部は振動等により短絡のおそれのない方法で専用のヒューズボックスを設けて配線し、その名称及び容量を銘板で表示すること。また、ヒューズボックスは容易にアクセスできる位置へ設け、消防組合が交換可能な予備ヒューズを備えること。（別途協議）
- 2 電装品のスイッチは、集中操作スイッチ（10 連スイッチ）とすること。
- 3 散光式赤色警光灯は FRP 製ハイルーフ一体型とし、オール LED 点滅灯（フラッシュコントロール機能付）とすること。なお、電子サイレンスピーカー及び電動サイレンスピーカーを内蔵すること。
- 4 モーターサイレンのスイッチを助手席付近に設けること。
- 5 標識灯（LED 式）をハイルーフ両側面に各 1 個設け、車両のスモールランプと連動させ、点灯、消灯させること。
- 6 キャブフロントパネル部に赤色点滅灯を 2 個取付け赤色警光灯と連動させること。
- 7 車両の両側面上部に赤色点滅灯を左右各 2 個取り付けし、車両後部には、赤色点滅灯を左右に各 1 個取付けとする。なお、赤色点滅灯の作動は、散光式赤色警光灯と連動させること。
- 8 車両の両側面上部に可能な限り長い作業灯を左右各 1 個・車両後部に左右各 1 個取付けること。なお、スイッチはそれぞれのライト直近の操作しやすい位置に取付けること。また、10 連スイッチに機関員が容易に操作できる LED 作業灯のメインスイッチを設け、左右、後部にある各スイッチが ON の場合、メインスイッチの操作で全照明の

点灯、消灯ができる構造とすること。(別途協議)

- 9 伸縮式ポールタイプ(手動伸縮、旋回、角度調整可能)のLED式照明装置を車体前部(キャブ後方)上部左右に各1個取付け、スイッチを個別に設けること。回転数を上げて使用しなければならない場合は、使用回転数を明記すること。また、伸縮、旋回、角度調整は下で操作できるものとする。なお、車両の振動等により、作業灯が容易に回転しないよう措置を講ずること。(別途協議)
- 10 電子サイレンアンプ(警鐘の擬似音を発することができ、拡声装置としても使用できるもので、10パターンの音声合成装置が含まれているものであること)、集中操作スイッチ(10連スイッチ)をオーバーヘッドコンソール内中央に取付けること。(別途指示、広報文別途協議)
- 11 電子サイレンアンプ用マイクを助手席付近に取付けること。また、後席でも使用できるよう電子サイレン用マイクを増設すること。(取付け位置は別途協議)
- 12 後退警報ブザーの解除スイッチ(ON-OFFスイッチ)を助手席付近に設けること。
- 13 キャブ内前部中央にLED室内灯を1灯、後部にLED室内灯を2灯設けること。
(ドア開閉連動及び単独スイッチで点灯、消灯すること。)
- 14 キャブ内にインバーター(800W程度・外部電源自動切換装置付)を設け、キャブ内に2口コンセント(USBポート付)を設けること。(取付け位置別途協議)
- 15 助手席及び後部座席左右にフレキシブルタイプのマップランプを取付けること。
- 16 過充電防止機能付バッテリー充電器(ずばら充電器)を後席下部に設け、外部電源引き込みはオイルパンヒーターコンセントと兼用とし、防水用蓋付丸型マグネットコンセントとする。また、オイルパンヒーターには切替ブレーカーを設けること。
- 17 後輪前方付近にLED路肩灯を左右各1個取付け、スモールランプと連動すること。
- 18 夜間に車角が確認できるよう車体後部左右にLED車幅灯を各1個取付け、スモールランプと連動すること。
- 19 各シャッター内及び各収納箱にLED照明灯(開閉時自動的に点灯、消灯する照明灯(キャビン内開閉確認灯付)、ポンプ操作部照明灯を取り付けること。
- 20 各種電装品等は活動に支障がないように保護カバーもしくはボックス等を設けること。
- 21 赤色警光灯及び赤色警告灯、室内灯及び作業灯等のLED機器については、電磁波等により無線機及び他の電子機器等への障害防止を施すこと。

第9章 塗装及び車両の記入文字

- 1 車両は完全な防錆を施し、朱色(法定色)塗装とすること。
- 2 シャッター部分及びステンレス若しくはアルミ縞板、ホイール、メッキ加工部分は、無塗装とすること。
- 3 収納箱及び収納ボックス内部、シャッター内、ポンプ室は完全な防錆を施し、艀装メーカー推奨の塗装とすること。(別途協議)
- 4 車両下回り、その他特に指定のない部分は原則として黒色塗装並びに防錆塗装とすること。なお、各種配管は動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に基づき塗装す

ること。

- 5 標識灯に「〇〇」と記載すること。(丸部分には指定した文字を入れること。)
- 6 車体に記入する文字(丸ゴシック体、アラビア数字)は、カッティングシート等で次のとおりとすること。(位置、大きさは別途指示)
 - (1) 車両前部の助手席側～「〇〇 P 1」(斜体)、白字(丸部分には指定した文字を入れること。)
 - (2) キャブ後部左右側面ドア(上)～「江津邑智消防組合」、白字、反射タイプ
 - (3) キャブ後部左右側面ドア(下)～消防組合マーク、反射タイプ(別途協議)
 - (4) 後部シャッター(上)～消防組合ワッペンマーク、反射タイプ(別途協議)
 - (5) 後部シャッター(下)～「江津邑智消防組合」黒字、反射タイプ
- 7 反射テープ等
 - (1) 車両各ドアの厚み部分に黄色の反射テープを貼ること。
 - (2) ホースカーのフレームに、夜間における視認性向上のため、要所に反射テープを貼ること。
 - (3) 三連梯子及びかぎ付梯子に、夜間における視認性向上のため、要所に反射テープを貼ること。
 - (4) 各テープの貼付位置、サイズ、表示方法は消防組合係員と協議すること。

第9 無線装置

- 1 消防組合が別途支給する車両用無線装置、車両情報端末装置(以下「AVM装置」という。)を取付けること。
- 2 無線装置及びAVM装置については現有車両からの載せ換えとし、無線用アンテナ(デジタル用2基)及び同軸ケーブル、AVM装置用GPSアンテナ及びケーブル、各種スピーカー、各種電源配線等は、新品を使用すること。

また、無線機本体(表示部含む)及びAVM装置一式の取付けについては、事前に十分協議すること。また、必要な場合は、その部品及び部材を準備し取付けること。

なお、AVM装置の載せ換えに伴うプログラム等変更が必要な場合は、これも含むものとする。
- 3 無線装置の電源供給については、バッテリーからの直接配線とし容易に点検できる位置に専用のヒューズを設けること。(ACC回路も含む)

また、電源ケーブル及びACC回路の配線は、無線装置本体設置予定位置とし端子台接続とすること。
- 4 AVM装置の電源供給については、バッテリーからの直接配線とし容易に点検できる位置に専用のヒューズを設けること。(ACC回路も含む)

また、バッテリー配線とACC回路をAVM装置用電源スイッチに接続し、帰り線をAVM装置本体設置予定位置とし端子台接続とすること。

なお、AVM装置の電源スイッチは、操作性の良い他のスイッチ並びにトグルスイッチ双投回路2接点若しくは同等品を取付けること。(取付け位置別途指示)
- 5 AVM装置用の車速信号及びバック信号を取り出し、AVM装置本体設置予定位置

へ配線し端子台接続とすること。

- 6 無線装置及びA V M装置のボディアース線については、ボディから単独配線とし、無線装置本体設置予定位置及びA V M装置本体設置予定位置へ配線し端子台接続とすること。
- 7 無線機本体及びハンドセット式送受話器（台付）を設けて車両室内に取付けること。
また、無線車外スピーカーON—OFFスイッチは、車両室内で操作性の良い位置に取付けること。（取付け位置別途指示）
- 8 無線装置一式の取付け位置は、活動及び操作に支障がない位置に設置すること。（必要に応じボックス設置、取付け位置別途指示）
- 9 無線装置用のスピーカーは、室内の乗車等に支障のない位置に小型スピーカーを1個設置し、車外スピーカー（防水ラップ型）を左右にそれぞれ1個、設置すること。（取付け位置別途指示）
- 10 A V M装置表示部一式は運転操作に支障が無く、またダッシュボード付近のスイッチ操作に支障がない位置となるよう、前席中央コンソールボックス前側に専用台等を設け、全座席から支障なく見える位置に取付けること。
また、取付けについて、車両の振動等に耐えられる強固な構造とすること。
- 11 A V M装置一式の取り付け位置は、活動及び操作に支障がない位置に設置すること。（必要に応じボックス設置、取付け位置別途指示）
- 12 A V M装置スピーカーは活動及び操作に支障がない位置に設置すること。（取付け位置別途指示）
- 13 車両左右ポンプ室付近に無線車外ハンドセット式送受話器（台付）を容易に収納でき、防水仕様の鍵付きボックスを取付けること。（取り付け位置及びボックスの大きさは別途指示）
- 14 アンテナについて、無線アンテナはキャブルーフを貫通させ取付け、キャブ内への引き込みは十分な防水対策を施し、配線は保護管付で内張配線とすること。また、車体構造がF R P製にあっては、電波障害対策を十分に行うこと。
A V M装置用G P Sアンテナは、車両室内に取付けること。（取付け位置別途指示）
- 15 無線同軸ケーブルは内張配線とし、無線装置設置予定位置（センターコンソールボックス等）へ配線すること。
各アンテナ取り付け位置（接栓接続部等）について、点検等が行えるようにすること。（必要に応じて別途協議）
- 16 無線及びA V Mを連携させ、A V M装置で無線装置の操作を可能とすること。
- 17 各配線は、すべて内張配線とし乗員の踏みつけ等及び器具による損傷のおそれのない配線とすること。また、余裕をもたせて配線すること。
- 18 無線装置及び配線、A V M装置及び配線は電磁波等による影響又は他の電子機器への影響がないよう取付けること。
- 19 無線装置及びA V M装置の取付けについては、事前に江津邑智消防組合消防本部通信指令課及び無線取扱業者と協議し決定すること。

第 10 その他

- 1 本仕様書に、明記されていない点については、メーカー公表の標準仕様とすること。
- 2 附属品及び積載品等の詳細については、消防組合係員と協議すること。
- 3 本仕様書に記載されていない各艀装の取り付け位置、材質、サイズ、色等は消防組合係員と協議の上、決定し施工すること。
- 4 附属品、資機材等について、仕様書の文中及び別表中の参考商品は、同等品（艀装含む）以上可とする。
- 5 艀装全般において、使用する材料（素材）については、電蝕対策を考慮した上、可能な限りステンレス、アルミ又はチタン等の耐食性に優れた材料を使用し工作すること。

第 11 補則

車両取付け品等において同等以上の性能を有するもので応札する場合は、消防組合警防課に性能資料等を提出し、承認を得ること。